

指定短期入所生活介護

指定介護予防短期入所生活介護

## 「ショートステイ 竹の郷」

### 重要事項説明書

#### 1. 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人 瀬戸福慈会		
法人所在地	愛媛県松山市太山寺町 1470 番地		
電話番号	979-7781	FAX番号	979-7791
代表者氏名	理事長 三好 徹		

#### 2. 事業所の概要

施設名	ショートステイ 竹の郷		
事業所の種類	指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護 ※当事業所は地域密着型特別養護老人ホーム 竹の郷に併設されています。		
事業所の目的	利用者の心身の機能維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的にしています。		
運営方針	利用者の要支援状態、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況や利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものと致します。		
指定年月日	平成 27 年 10 月 1 日（指定番号：3870110990）		
事業所所在地	愛媛県松山市太山寺町 1470 番地		
電話番号	979-7784	FAX番号	979-7794
事業所管理者	松野とも子		

#### 3. 設備の概要

利用定員	8 人	
居室	1 人部屋×8 室	
食堂	1 室	短期入所施設内に設置
機能訓練室	1 室	特別養護老人ホームと共用
浴室	4 箇所	特別養護老人ホームと共用(機械浴、リフト浴一般浴)
便所	2 箇所	短期入所施設内に設置
洗面設備	各居室	特別養護老人ホームと共用
医務室	1 室	〃
静養室	1 室	〃
面談室	1 室	〃

居室の変更：ご契約者から居室変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設で可否を決定します。よってご希望に添えない場合があります。また、ご契約者の心身の状況により、居室を変更することがあります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

#### 4. 従業者の配置状況及び職務内容

当事業所は、地域密着型特別養護老人ホーム 竹の郷と一体で運営しております。ご契約者に対して以下の従業者を配置しています。従業者の配置については、指定基準を遵守しています。

##### (1) 従業者の配置状況

職 種	員 数			職 種	員 数		
	常勤	非常勤	計		常勤	非常勤	計
管 理 者	1人		1人	管 理 栄 養 士		1人	1人
生活相談員	1人		1人	栄 養 士		1人	1人
介護職員	3人		3人	機能訓練指導員	1人		1人
医 師		1人	1人	調 理 員		5人	5人
看護職員	1人	1人	2人	事 務 員	2人		2人

##### (2) 従業者の職務内容

- 管理者 施設の従業者の管理及び業務の管理。
- 医師 利用者の診察と健康管理及び保健衛生の指導に関すること。
- 生活相談員 利用者の生活相談、指導に関すること。
- 看護職員 利用者の看護、保健衛生に関すること。
- 介護職員 利用者の日常生活の介護に関すること。
- 栄養士 献立の作成、栄養の計算、調理指導に関すること。
- 調理員 利用者の食事の調理に関すること。
- 機能訓練指導員 利用者の身体機能の改善、減退防止のための訓練に関すること。
- 事務職員 必要な事務を行う。

#### 5. 提供するサービスの内容

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付されるサービス
- (2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただくサービスに分かれます。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の利用者の負担割合に応じた額が介護保険から給付されます。

入浴の介助	ご契約者が身体の清潔を保持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、(1週間に2回以上)適切な方法により、入浴の介助を行います。また、ご契約者の状態から入浴することが困難な場合は、清拭を行うなど、ご契約者の清潔確保に努めます。
排泄の介助	ご契約者の心身の状況や、排泄状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排泄介助等を適切に行います。なお、オムツを使用されるご契約者については、その心身及び活動の状況に適したオムツを提供するとともに、排泄状況を踏まえて適切に取り替えます。
機能訓練	ご契約者の心身の状況等を踏まえ、機能訓練指導員により、日常生活を送る上で必要な機能の改善または維持のための訓練を実施します。
送迎サービス	ご契約者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められるご契約者に対して、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常送迎の実施地域外からのご利用の場合は、通常送迎の実施地域を越えた地点から片道1kmにつき、10円をご負担いただきます。 実施地域は、松山市(島嶼部を除く)の地域といたします。
その他自立への支援	ご契約者の1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容などご契約者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行います。
相談及び援助	常にご契約者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、ご契約者またはその家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
健康管理	医師および看護職員が、常にご契約者の健康状況に注意し、必要に応じて健康維持のための適切な措置を行います。

### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

食事の提供	栄養ならびにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に、十分な時間を確保して提供します。また、ご契約者の食事の自立に配慮するとともに、可能な限り離床して、食堂で召し上がることを支援します。
レクリエーション	ご契約者の希望により、レクリエーション活動に参加していただくことができます。

## 6. サービス利用料金（1日あたり）

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金は、下記の料金表のとおりです。  
「介護保険負担割合証」に示された利用者負担割合に応じて、1割の方はこの料金を、  
2割の方はこの料金の倍の金額を、3割の方はこの料金の3倍の料金をお支払いください。

### <短期入所生活介護>

（単位：円）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護サービス費	603	672	745	815	884
滞在費	1,150				
食費	1,440				
計	3,193	3,262	3,335	3,405	3,474
若年性認知症利用者受入加算	120（65歳未満で要介護認定を受けておられる方ごとに 個別の担当者を定めていること）				
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	職員の賃金の改善等を実施している場合に、総額に加算率（13.6%）を乗じた額				
送迎加算（片道）	184（利用者の心身の状態、家族等の事情からみて送迎が必要と 認められる場合）				

### <介護予防短期入所生活介護>

	要支援 1	要支援 2
介護サービス費	451	561
滞在費	1,150	
食費	1,440	
計	3,041	3,151
若年性認知症利用者受入加算	120（65歳未満で要介護認定を受けておられる方ごとに 個別の担当者を定めていること）	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	職員の賃金の改善等を実施している場合に、総額に加算率（13.6%）を乗じた額	
送迎加算（片道）	184（利用者の心身の状態、家族等の事情からみて送迎が必要と 認められる場合）	

### <留意事項>

- ※ 短期入所生活介護、介護予防生活介護の利用限度日数を超える場合はサービス利用料金の金額を全額お支払いいただきます。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

## 7. 利用料金のお支払方法

料金の支払方法は、サービス利用終了後、現金でお支払いください。

## 8. 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定期間の前に、短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更することができます。この場合には、担当の介護支援専門員に申し出てください。
- (2) サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。
- (3) ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の自己負担額相当

## 9. サービス提供に関わる事業所の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からサービス提供時、必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、適切な対応を行います。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、サービスが完結した日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧していただくことができます。

## 10. 秘密義務等

- (1) 短期入所者生活介護、介護予防短期入所者生活介護を提供する上で、知り得たご契約者またはその家族の秘密を保持するものとします。
- (2) 当事業所は、短期入所生活介護従事者であった者が業務上知り得たご契約者またはその家族の秘密を短期入所生活介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。

## 11. 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、速やかにご契約者の家族等に連絡を行うと共に事故の程度、状況に応じて市町村等各関係機関への届出報告を行う等、必要な措置を講ずるものとします。また、その内容については、記録保管するものとします。

## 12. 非常災害対策

当事業所は、非常時に関する具体的計画を立て、事業所の見やすい場所に掲示すると共に、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他の必要な訓練を行うものとします。

## 13. 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の利用契約

当事業所は、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護のサービス提供の開始にあたり、ご契約者及びその家族等にサービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用契約の締結をするものとします。

## 14. サービスの利用に関する留意事項

(1) 事業所設備を使用する上で、次の点にご注意ください。

- ① 事業所設備、敷地をその本来の用途に従ってご利用ください。
  - ・健康状態に異常がある場合には、その旨申し出てください。
  - ・機能訓練室を利用する際には、必ず従業者に申し出てください。
  - ・浴室を使用する際には、必ず従業者に申し出てください。
  - ・火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙することはご遠慮ください。
  - ・建物・備品その他の器具を破壊し、若しくは持ち出さないでください。
  - ・喧嘩、口論、暴力行為等、他人の迷惑になる事はしないようお願いいたします。
- ② 故意に事業所設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者またはご家族の負担により、現状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

(2) 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

## 15. 緊急時における対応方法

従業者は、サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者・担当の居宅介護専門員及び主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じるものといたします。

## 16. 人権の擁護、虐待の防止のための措置

事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。

- ①虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知いたします。

- ②虐待の防止のための指針を整備いたします。
  - ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施いたします。
  - ④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置いたします。
- (2) 事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者や現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報致します。

職員は、入所者に対し以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならないと規程しております。

- ・殴る、蹴る等直接入所者の身体に侵害を与える行為はいたしません。
- ・合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為はいたしません。
- ・廊下に出す、小部屋に閉じ込めるなどして叱る行為は、いたしません。
- ・強引に引きずるようにして連れて行く行為は、いたしません。
- ・食事を与えない等の行為は、いたしません。
- ・入所者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えない行為はいたしません。
- ・乱暴な言葉使いや入所者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与える行為は、いたしません。
- ・言葉による精神的苦痛を与える行為は、いたしません。
- ・性的な嫌がらせをする行為は、いたしません。
- ・当該入所者を無視する行為は、いたしません。

## 17.身体拘束等

施設は、身体拘束等の指針を定め、入所者の身体拘束は行いません。  
万一、入所者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「入所者の身体拘束に伴う申請書」に家族の同意を受けた時のみその条件と期間内にて身体拘束を行うとしております。

## 18. 第三者評価の実施状況

- ①実施なし
- ②実施した直近の年月日
- ③実施した評価機関の名称
- ④評価結果の開示状況

## 19. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	管理者	
	電話番号	089-979-7781
	受付時間	8:30~17:30 (土・日・祝日を除く)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

松山市 福祉推進部 指導監査課	所在地	松山市二番町4-7-2
	電話番号	089-948-6968
	受付時間	8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)
愛媛県国民健康 保険団体連合会	所在地	松山市高岡町101-1
	電話番号	089-968-8700
	受付時間	8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)
愛媛県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	松山市持田町3-8-15 社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会内
	電話番号	089-998-3477
	受付時間	9:00~12:00 13:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

### 当事業所における相談や苦情の対応体制

- ・事業所のミスである場合、迅速に対応策を立て必要があれば全職員に周知し、関係された方にお詫び申し上げ、改善策を実行いたします。
- ・事業所のミスでない場合、関係された方に誤解である旨をお伝えし、誤解が生じたことをお詫びいたします。以後、誤解が生じないよう改善策を実行いたします。
- ・全過程を記録し、以降、同様の問題が生じないよう、対応策及びサービス内容については定期的にチェックし、同様の苦情を未然に防ぐように努めます。

令和 年 月 日

介護保険サービスの施行に際し、短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所者生活介護サービスの体制や内容についての重要事項説明を行いました。

(事業者) 社会福祉法人 瀬戸福慈会

代表者 三好 徹 (印)

(所在地) 松山市太山寺町 1470 番地

(事業所) ショートステイ 竹の郷

説明者職名

管理者

氏名 松野とも子 (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所

氏名 (印)

代理人 住所  
(家族)

氏名 (印)

電話番号